

## 資料 5 - 2

### 鳥取市屋外広告物条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、鳥取市屋外広告物条例（平成 24 年鳥取市条例第 3 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(許可地域等の区分)

第 2 条 条例第 5 条第 1 項に規定する地域又は場所（以下「許可地域等」という。）は、次の表に掲げる地域又は場所に区分するものとする。

区分	地域又は場所
第 1 種許可地域	許可地域等のうち第 2 種許可地域以外の区域
第 2 種許可地域	許可地域等のうち都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 8 条第 1 項の規定により、近隣商業地域、商業地域、準工業地域又は工業地域に定められた区域

(経過措置)

第 3 条 許可地域等において第 2 種許可地域が第 1 種許可地域となった際、現に適法に表示され、又は設置されていた広告物又は広告物を掲出する物件（以下「掲出物件」という。）についての第 6 条の基準の適用については、なお従前の例による。ただし、当該広告物の表示場所若しくは形状、色彩、意匠その他表示の方法を変更しようとするとき又は当該掲出物件の設置場所若しくは設置方法を変更しようとするときは、この限りでない。

(許可の申請)

第 4 条 条例第 5 条第 1 項又は条例第 6 条第 4 項の規定による許可を受けようとする者は、屋外広告物表示（掲出物件設置）許可申請書（様式第 1 号）を市長に提出しなければならない。

2 条例第 5 条第 1 項、条例第 6 条第 4 項又は条例第 8 条第 1 項の規定による許可を

受けて広告物又は掲出物件（以下「広告物等」という。）を表示し、又は設置している者で、当該許可の期間を超えて広告物等を表示し、又は設置しようとするものは、当該許可の期間までに屋外広告物表示（掲出物件設置）許可申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

（変更等の許可の申請）

第5条 条例第8条第1項の規定による許可を受けようとする者は、屋外広告物表示（掲出物件設置）変更許可申請書（様式第2号）により、市長に申請しなければならない。

（許可の基準）

第6条 条例第9条第1項の規定による許可の基準は、条例別表に定める基準に加えて、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。

(1) 条例第5条第1項及び条例第8条第1項の規定による許可 別表第1に定める基準

(2) 条例第6条第4項の規定による許可 別表第2に定める基準

2 自己の氏名、名称、店名、屋号若しくは商標、自己の事業若しくは営業の内容若しくは自己の居所若しくは事業所若しくは営業所の位置（別表第2において「自己の氏名等」という。）を表示するための広告物等（野立てであって、別表第1第1項第1号に掲げる基準に適合しないものに限る。）を表示し、又は設置しようとする場合における条例第5条第1項及び条例第8条第1項の規定による許可の基準は、前項の規定にかかわらず、条例別表に定める基準に加えて、別表第2に定める基準とする。

3 条例第9条第1項の規定による許可の基準は、条例別表及び前2項に定めるもののほか、当該許可に係る広告物等が鳥取市景観形成条例（平成20年鳥取市条例第9号）第7条第1項に規定する景観計画に適合したものであることとする。

（適用除外の基準等）

第7条 条例第6条第1項第2号に規定する規則で定めるものは、災害その他の緊急

時において表示し、又は設置する広告物等とする。

2 条例第6条第1項第4号に規定する公益上、慣例上その他の理由によりやむを得ないと認められるもので規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

(1) 国の機関、地方公共団体又は公共的団体がその事務執行のために表示し、又は設置するもので別表第1に定める基準（同表第1項第1号及び第2号に掲げる基準を除く。）に適合するもの

(2) 季節的行事又は宗教的行事のために表示し、又は設置するもの

(3) 街灯を設置し、又はその経費を負担する者が当該街灯に自己の氏名若しくは名称又は商品名を表示するもので別表第3の基準に適合するもの

3 条例第6条第2項第1号及び第2号に規定する規則で定める基準は、別表第4のとおりとする。

4 条例第6条第2項第3号に規定する規則で定める基準は、次のとおりとする。

(1) はり紙にあっては、その面積が0.13平方メートル以下であること。

(2) はり札等にあっては、その面積が0.10平方メートル以下であること。

5 条例第6条第2項第4号に規定する規則で定める基準は、広告物の表示の期間又は掲出物件の設置の期間が10日以内のものとする。

6 条例第6条第2項第6号に規定する規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

(1) 講演会、展覧会、音楽会等のためその会場の敷地内に表示し、又は設置されるもの

(2) 人若しくは動物又は現に運行の用に供されている車両、船舶等に表示し、又は設置されるもの

(3) 一時的又は仮設的に表示し、又は設置する広告物等でその表示又は設置の期間が10日以内のもの

（大型広告物の表示方法規制の適用除外地域等）

第8条 条例別表第4項ただし書に規定する規則で定める地域又は場所は、第2種許可地域とする。

2 条例別表第4項第1号に規定する規則で定める彩度は、日本工業規格のZ8721（色の表示方法—三属性による表示）に規定する彩度8とする。

（許可証票等）

第9条 条例第10条に規定する市長の交付する証票は、屋外広告物等許可証票（様式第3号）とする。

2 条例第10条ただし書に規定する許可の表示は、屋外広告物等許可済印（様式第4号）を押印することにより行うものとする。

（除却の届出）

第10条 条例第13条第4項又は条例第15条第2項の規定による届出をしようとする者は、屋外広告物（掲出物件）除却届出書（様式第5号）により、市長に届け出なければならない。

（広告物等を保管した場合の公示の場所等）

第11条 条例第19条第1項1号に規定する規定で定める場所は、鳥取市公告式条例（昭和25年鳥取市条例第12条）に定める掲示場とする。

2 条例19条第2項に規定する保管物件一覧簿（様式第6号）を備え付ける場所は、鳥取市都市整備部とする。

（保管した広告物を売却する場合の手続き）

第12条 条例第21条の規定により売却をする場合は、屋外広告物法（昭和24年法律第189号）及び条例で定めるもののほか、鳥取市契約規則（昭和39年鳥取市規則第3号）の規定を準用するものとする。

（身分証明書）

第13条 条例第24条第2項に規定する身分を示す証明書は、様式第7号によるものとする。

（屋外広告物住民協定の認定の申請）

第14条 条例第27条第1項の規定により屋外広告物住民協定（以下「住民協定」という。）の認定を受けようとする者は、同条第2項第2号に規定する事項を定めた

協定書を作成し、屋外広告物住民協定申請書（様式第8号）とともに市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、第26条第1項の規定により住民協定の認定をしたときは、その旨を屋外広告物住民協定認定書（様式第9号）により当該住民協定の申請者に通知するものとする。

（屋外広告物住民協定の変更及び廃止の届出）

第15条 条例第29条の規定により届出をしようとする者は、屋外広告物住民協定変更（廃止）届出書（様式第10号）によって当該変更又は廃止の日から30日以内に市長に届け出なければならない。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成24年10月1日から施行する。

（鳥取市屋外広告物事務取扱規則の廃止）

- 2 鳥取市屋外広告物事務取扱規則（平成20年鳥取市規則第1号）は、廃止する。

別表第1（第6条、第7条関係）

広告物の表示又は掲出物件の設置の許可の基準

1 野立ての広告物等

- (1) 野立ての広告物等の表示場所又は設置場所が、条例第5条第1項第4号の規定により市長が指定する道路又は鉄道（以下この号において「道路等」という。）のうち、同号に規定するこれらに接続する地域を当該道路等から200メートル以内の地域とするものにあつては当該道路等から100メートル、当該道路等から500メートル以内の地域とするものにあつては当該道路等から200メートル以上離れていること。ただし、市長が指定する家屋連担区域（以下「家屋連担区域」という。）については、この限りでない。

- (2) 他の野立ての広告物等から100メートル以上離れているものであること。ただし、市長が指定する家屋連担区域については、この限りでない。

- (3) 1面の表示面積が30平方メートル以下であること。
- (4) 高さが地面から10メートル（第2種許可地域にあつては、20メートル）以下であること。

## 2 建築物、へい又は垣を利用する広告物等

### (1) 屋上を利用するもの

- ア 1建築物につき1個であること。
- イ 高さが、地面から広告物等を設置するところまでの高さの2分の1（第2種許可地域にあつては3分の2）以下であり、かつ、10メートル（第2種許可地域にあつては20メートル）以下であること。
- ウ 表示面積が、120平方メートル以下であること。

### (2) 壁面、へい又は垣を利用するもの

表示面積が30平方メートル以下であること。

## 3 立看板等

- (1) 表示面積が2平方メートル以下であること。
- (2) 脚部を除く部分の大きさが縦2メートル以下、横1メートル以下であること。
- (3) 脚部の高さが0.5メートル以下であること。

## 4 電柱を利用する広告板

- (1) 大きさは、縦1.5メートル、横0.33メートルを基本とすること。
- (2) 電柱に巻き付ける広告板は、地上1.5メートルから3.5メートルまでの範囲内に表示すること。
- (3) 電柱に添加する広告板は、突き出し部分の長さが0.6メートル以下であること。
- (4) 電柱に添加する広告板は、道路の中心線に直角に設置するものであること。
- (5) 道路敷以外にある電柱に添加する場合には、地面から広告板の下端までの高さが2.5メートル以上であること。
- (6) 電柱1本につき1個であること。

(7) 電柱に直接塗布するものでないこと。

#### 5 街灯柱を利用する広告板

(1) 街灯柱に巻き付け、又は直接塗布するものでないこと。

(2) 大きさが縦1.5メートル以下、横0.5メートル以下であること。

(3) 突き出し部分の長さが0.6メートル以下であること。

(4) 街灯柱1本につき1個であること。

#### 6 バス停留所標識を利用する広告板

(1) 時刻表の表示板の下端に表示するものであること。

(2) 表示面積が0.2平方メートル以下のものであること。

#### 7 広告柱

(1) 高さが2メートル以下であること。

(2) 柱の幅又は直径が0.2メートル以下であること。

#### 8 アーケードに添加する広告物

(1) アーケードの上部に設置するものでないこと。

(2) 原則として、1商品につき1個であること。

(3) 同一商店街においては規格を統一したものであり、その大きさは、縦が0.5メートル以下、横がアーケードの梁間の2分の1以下であること。

#### 9 広告幕

##### (1) 横断幕

ア 地面から横断幕の下端までの高さが5メートル以上であること。

イ 大きさが縦1メートル以下、横1.5メートル以下であること。

##### (2) 垂れ幕

ア 禁止地域等又は第1種許可地域にあつては、大きさが縦2.0メートル以下、横1メートル以下であること。

イ 第2種許可地域にあつては、大きさが縦2.0メートル以下、横1.8メートル以下であること。

(3) 旗及びのぼり

ア 大きさが縦3メートル以下、横1メートル以下であること。

イ 地面から旗又はのぼりの布等の表示する部分の下端までの高さが1.5メートル以上であり、かつ、上端までの高さが5メートル以下であること。

10 アーチ

アーチの厚さが1.5メートル以下であること。

11 気球広告

気球につり下げる広告物は、ネットを用いて取り付けるものであること。

12 はり紙

表示面積が1.5平方メートル以下であること。

13 その他の広告物等については、前各号の基準との均衡を考慮し、市長がその都度定めるところによること。

別表第2（第6条関係）

案内誘導広告物等の許可の基準

1 条例第3条第4号又は条例第5条第1項第4号の規定による指定に係る道路又は鉄道から原則として1キロメートル以内に自己の居所又は事業所若しくは営業所がある者の自己の氏名等を表示するための広告物等であること。

2 表示面積が、1面0.5平方メートル以下、合計1平方メートル以下であること。ただし、1個の広告物等に複数の者が表示する場合にあっては、それぞれの者につき、表示面積が1面0.75平方メートル以下、合計1.5平方メートル以下であり、かつ、当該広告物等の表示面積が1面10平方メートル以下、合計20平方メートル以下であること。

3 高さが地面から3メートル以下であること。ただし、平年において積雪の深さが3メートル以上となることがあると認められる地域にあっては、この限りでない。



- 4 当該広告物等を表示し、又は設置することにより、条例第3条に規定する地域又は場所における同一の居所又は事業所若しくは営業所に係る広告物等が原則として3個以上になるものでないこと。
- 5 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に係る表示をするための広告物等でないこと。

#### 別表第3（第7条関係）

##### 街灯に表示する広告物の基準

- 1 街灯柱に巻き付け、又は直接塗布するものでないこと。
- 2 大きさが縦1.1メートル以下、横0.3メートル以下であること。
- 3 突き出し部分の長さが0.4メートル以下であること。
- 4 道路の中心線に直角に設置するものであること。
- 5 地面から広告板の下端までの高さが4.7メートル以下であること。
- 6 街灯柱1本につき1個であること。

#### 別表第4（第7条関係）

##### 適用除外の基準

- 1 条例第6条第2項第1号の基準
  - ア 表示面積が10平方メートル以下であること。ただし、市長が別に定める地域にあっては、市長が別に定める基準に適合するものであること。
- 2 条例第6条第2項第2号の基準
  - ア 表示面積が1.5平方メートル以下であること。
  - イ 高さが地面から1.5メートル以下であること。

様式第1号（第4条関係）

屋外広告物表示（掲出物件設置）許可申請書

年 月 日

鳥取市長 様

郵便番号  
申請者 住 所  
  
氏 名 (印)  
(電話番号 )

鳥取市屋外広告物条例第5条第1項(第6条第4項)の規定により、屋外広告物の表示(屋外広告物を掲出する物件の設置)の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

管 理 者	住 所		
	氏 名	(電話番号 )	
施 工 者	住 所		
	氏 名	(電話番号 )	
	屋外広告業登録	年 月 日	第 号
設 計 者	住 所		
	氏 名		
表示(設置)物件	区 分		
	規 格	照明(有・無)	
	数 量		
表示(設置)場所		表示(設置)期間	年 月 日から 年 月 日まで

注 住所及び氏名は、法人にあっては、主たる事務所の所在地並びにその名称及び代表者の氏名を記載すること。

添付書類

- 1 形状、寸法、材料その他構造に関する仕様書（大型広告物（鳥取市屋外広告物条例別表第4項本文に規定する屋外広告物をいう。以下同じ。）のうち、人工の光源を用いるものにあつては、移動、点滅又は回転の有無を明らかにすること。）
- 2 付近の見取図
- 3 意匠及び色彩を表す図面（大型広告物にあっては、表示面積のうち彩度8以上の色彩を使用する部分の面積を明らかにすること。）
- 4 表示（設置）場所が他人の所有又は管理に属するときは、それらの者の許可、認可、承諾等を得たことを証する書類
- 5 その他（表示面積計算表等）

様式第2号（第5条関係）

屋外広告物表示（掲出物件設置）変更許可申請書

年 月 日

鳥取市長 様

郵便番号  
 申請者 住 所  
 氏 名 ⑩  
 （電話番号 ）

鳥取市屋外広告物条例第8条第1項の規定により、屋外広告物の表示（屋外広告物を掲出する物件の設置）の変更許可を受けたいので、次のとおり申請します。

管 理 者	住 所		
	氏 名	(電話番号 )	
施 工 者	住 所		
	氏 名	(電話番号 )	
	屋外広告物 業 登 録	年 月 日	第 号
設 計 者	住 所		
	氏 名		
変更しようとする許可 の年月日及び番号		年 月 日	第 号
変更しようとする 物 件	区 分		
	規 格		照明（有・無）
	数 量		
変更しようとする事項 及 び 内 容			

注 住所及び氏名は、法人にあっては、主たる事務所の所在地並びにその名称及び代表者の氏名を記載すること。

添付書類（変更に係るものに限る。）

- 1 形状、寸法、材料その他構造に関する仕様書（大型広告物（鳥取県屋外広告物条例別表第4項本文に規定する屋外広告物をいう。以下同じ。）のうち、人工の光源を用いるもの）にあっては、移動、点滅又は回転の有無を明らかにすること。）
- 2 付近の見取図
- 3 意匠及び色彩を表す図面（大型広告物にあっては、表示面積のうち彩度8以上の色彩を使用する部分の面積を明らかにすること。）
- 4 表示（設置）場所が他人の所有又は管理に属するときは、それらの者の許可、認可、承諾等を得たことを証する書類
- 5 その他（表示面積計算表等）

様式第3号(第9条関係)

屋外広告物等許可証票

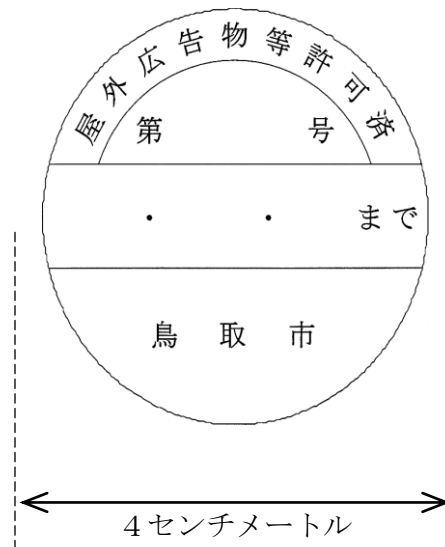
屋外広告物等許可証票	
許可年月日 及び番号	・ ・ 第 号
許可期限	・ ・ まで
鳥 取 市	

4センチメートル

6センチメートル

様式第4号(第9条関係)

屋外広告物等許可済印



屋外広告物等除却届出書

年 月 日

鳥取市長 様

郵便番号

届出者 住 所

氏 名 ㊟

(電話番号 )

次のとおり屋外広告物（屋外広告物を掲出する物件）の除却をしたので、鳥取市屋外広告物条例第13条第4項又は第15条第2項の規定により届け出ます。

許可の年月日及び番号	年 月 日 第 号
表示又は設置の場所	
広告物等の種類	
広告物等の数量	
除却年月日	年 月 日
除却の理由	1 許可の期間が満了した。 2 許可を取り消された。 3 設置し、又は表示する必要がなくなった。 4 経過措置期間を経過した。 5 除却を命じられた。 6 滅失した。 7 その他 ( )

注1 住所及び氏名は、法人にあっては、主たる事務所の所在地並びにその名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 「除却の理由」欄は、該当するものの番号を○で囲むこと。

3 屋外広告物又は屋外広告物を掲出する物件の除却をした現況を撮影した写真を添付すること。



様式第7号(第13条関係)

(表面)

第	号	証明書
所属		
職名		
氏名		
生年月日	年 月 日生	
上記の者は、鳥取市屋外広告物条例第24条第2項の規定により、立入検査を行う者であることを証明する。		
		年 月 日
	鳥取市	印

(裏面)

鳥取市屋外広告物条例(抜粋)

(立入検査等)

第24条 市長は、この条例の規定を施行するため必要な限度において、広告物等を表示し、若しくは設置する者若しくは当該広告物等を管理する者から報告若しくは資料の提出を求め、又はその命じた者をして広告物等の存する土地若しくは建物に立ち入り、広告物等を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

第35条 第24条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、20万円以下の罰金に処する。



様式第8号（第14条関係）

屋外広告物住民協定認定申請書

年 月 日

鳥取市長 様

郵便番号  
申請者 住 所

氏 名 ⑩  
(電話番号 )

鳥取市屋外広告物条例第27条第1項の規定により、屋外広告物住民協定の認定を受けたいので、次のとおり申請します。

協 定 の 名 称			
協 定 に 係 る 区 域 (地 名)			
協 定 者 数		上 記 区 域 内 の 住 民 等 の 数	

(添付書類)

鳥取市屋外広告物条例第27条第2項の事項を定めた書類

様式第9号（第14条関係）

屋外広告物住民協定認定通知書

年 月 日

様

鳥取市長

㊟

鳥取市屋外広告物条例第26条第1項の規定により、年 月 日付けで申請された屋外広告物住民協定の認定をいたしましたので、通知します。

協 定 の 名 称	
協 定 に 係 る 区 域 (地 名)	
認 定 年 月 日	
認 定 番 号	

様式第10号（第15条関係）

屋外広告物住民協定変更（廃止）届出書

年 月 日

鳥取市長 様

郵便番号  
申請者 住 所  
氏 名 ④  
(電話番号 )

次のとおり屋外広告物住民協定を変更（廃止）しましたので、鳥取市屋外広告物条例第29条の規定により、次のとおり届け出ます。

1 内容等に変更が生じた場合

変更が生じた期日	年 月 日	
変更があった事項		
変更の内容	変更前	変更後

2 廃止した場合

(1) 廃止年月日 年 月 日

(2) 廃止した理由